

(1) 歳入歳出決算の概況

区 分		4年度(百万円)	3年度(百万円)
歳入	合計	601,621,612	624,957,569
	一般会計	153,729,463	169,403,101
	特別会計	447,892,149	455,554,467

区 分		4年度(百万円)	3年度(百万円)
歳出	合計	564,739,482	585,730,941
	一般会計	132,385,548	144,649,514
	特別会計	432,353,933	441,081,427

(注) 会計間の繰入れによる歳入歳出の重複額等を控除したものではない。

(2) 国の財政の状況

1 国の財政の現状等の概要

我が国の財政状況をみると、昭和40年度に初めて歳入補填のための国債が発行されて以降、連年の国債発行により国債残高は増加の一途をたどり、令和4年度末において、建設国債、特例国債、復興債、借換債等のように利払・償還財源が主として税込等の歳入により賄われる国債(以下「普通国債」)の残高は1027.0兆円に達している。そして、4年度の一般会計歳出決算総額における公債依存度は38.1%、国債の償還等に要する国債費の一般会計歳出決算総額に占める割合は18.0%となっており、財政は厳しい状況が続いている。

こうした状況の中で、政府は、平成8年12月に「財政健全化目標について」を閣議決定するなどして、9年度を「財政構造改革元年」と位置付けて、財政健全化の努力目標を設定するとともに、財政構造改革を強力に推進することとした。

25年には、「当面の財政健全化に向けた取組等について－中期財政計画－」において、①「国・地方を合わせた基礎的財政収支」(以下「国・地方PB」)を2020年度(令和2年度)までに黒字化し、その後に②債務残高の対名目GDP比(名目GDPを「GDP」)の安定的な引下げを目指すという財政健全化のための目標を掲げた。

その後、政府は、「経済財政運営と改革の基本方針2018」において、「新経済・財政再生計画」を定めて、国・地方PBの黒字化の目標年度を2025年度(令和7年度)とし、同時に債務残高対GDP比の安定的な引下げを目指すとともに、国・地方PBの黒字化の目標年度である2025年度(令和7年度)までの中間年である2021年度(令和3年度)における中間指標として、国・地方PB赤字の対GDP比を2017年度(平成29年度)からの実質的な半減値(1.5%程度)、債務残高の対GDP比を180%台前半、財政収支赤字の対GDP比を3%以下と設定し、これらを「進捗を管理するためのメルクマール」とした。

そして、「経済財政運営と改革の基本方針2023」においては、「財政健全化の「旗」を下ろさず、これまでの財政健全化目標に取り組む。経済あつての財政であり、現行の目標年度により、状況に応じたマクロ経済政策の選択肢が歪められてはならない。必要な政策対応と財政健全化目標に取り組むことは決して矛盾するものではない。経済をしっかりと立て直し、そして財政健全化に向けて取り組んでいく。ただし、最近の物価高の影響を始め、内外の経済情勢等を常に注視していく必要がある。このため、状況に応じ必要な検証を行っていく」こととしている。

また、国・地方PB、債務残高、財政収支及びそれぞれの対GDP比については、内閣府が、半年ごとに経済財政諮問会議に提出している「中長期の経済財政に関する試算」において実績値等を公表している。

2 国の財政の状況

(1) 国・地方PB及び国・地方PB対GDP比

国・地方PB及び国・地方PB対GDP比は、20年度から令和4年度まで国の一般会計の決算額でみた基礎的財政収支(以下「一般会計PB」)及び一般会計PB対GDP比とおおむね同じように推移しており、4年度の一般会計PBは、前年度から改善してマイナス23.6兆円となっているが、新型コロナウイルス感染症の感染拡大に伴い歳出が大幅に増加する前(以下「コロナ禍前」)の元年度の水準には戻っていない。一般会計PBの内訳となる税金等及び政策的経費について、平成20年度から令和4年度までの推移をみると、全ての年度において政策的経費が税金等を上回っている。そして、4年度においては、税金等が前年度から減少しているものの、政策的経費の前年度からの減少額が税金等の前年度からの減少額を上回っているため、一般会計PBは前年度に比べて改善している。4年度の一般会計PBの内訳の前年度からの増減要因についてみると、収入面では、4年度の税金等のうち、租税及印紙収入が4.0兆円及び「その他」が4.1兆円それぞれ増加している一方、3年度に大幅に増加した前年度剰余金受入が12.2兆円減少している。このうち、4年度の租税及印紙収入についてみると、所得税、法人税及び消費税が増加している。支出面では、4年度の政策的経費のうち、その他の事項経費が2.4兆円増加しているものの、中小企業対策費が6.5兆円、社会保障関係費が6.2兆円それぞれ減少している。また、政策的経費の8割以上を占める社会保障関係費、地方交付税交付金等、その他の事項経費、文教及び科学振興費及び公共事業関係費について、平成30年度から令和4年度までの推移をみると、3年度までは社会保障関係費が一貫して増加するなどしている。4年度においては、社会保障関係費については、新型コロナウイルスワクチン等生産体制整備臨時特例交付金が減少したことなどにより前年度から減少し、地方交付税交付金等については、平成30年度以降増加していたものの、前年度から減少している。その他の事項経費については、令和4年度は燃料油価格激変緩和強化対策事業費補助金が増加したことなどにより前年度から増加している。文教及び科学振興費については、4年度は大学等成長分野転換支援基金補助金等により前年度から増加している。そして、公共事業関係費については、平成30年度以降増加したものの、令和4年度は河川改修費が減少したことなどにより前年度から減少している。

4年度の政策的経費の約4割を占めており、一般会計PBの赤字の支出面の大きな要因となっている社会保障関係費について、平成20年度から令和4年度までの推移を高齢化率の推移と併せてみると、我が国の高齢化に伴い増加傾向となっている。そして、新型コロナウイルス感染症への対応等が行われた2、3両年度にそれぞれ大幅に増加しており、4年度は前年度から大幅に減少している。

(2) 財政収支対GDP比

財政収支対GDP比は、平成20年度から令和4年度まで国の一般会計の決算額でみた財政収支(以下「一般会計財政収支」)対GDP比とおおむね同じように推移している。そして、一般会計財政収支と一般会計PBの差である国債等の利払費の金額の変動が少なかったため、一般会計財政収支対GDP比と一般会計PB対GDP比についても同じように推移しており、4年度の一般会計財政収支対GDP比は、前年度から改善してマイナス5.4%となっているが、コロナ禍前の元年度の水準には戻っていない。一般会計財政収支の内訳となる税金等と財政経費について、平成20年度から令和4年度までの推移をGDP成長率の推移と併せてみると、税金等については、3年度までは、おおむねGDP成長率が継続してプラスのときに増加する傾向が見受けられる。4年度においては、GDP成長率はプラスであったが、税金等は、前年度剰余金受入が前年度から減少したことなどにより減少していた。財政経費については、4年度は前年度から減少しており、その内訳についてみると、利払費は横ばいである一方、政策的経費が11.5兆円減少している。利払費は、平成28年度以降、普通国債の利率加重平均の低下による影響が普通国債の残高の累増による影響を上回っていることから減少している。

(3) 債務残高対GDP比

普通国債のうち復興債(その借換債を含む。)を除いた国債(以下「復興債を除いた普通国債」)の残高は債務残高の大半を占めていて引き続き増加しており、令和4年度末の復興債を除いた普通国

債の残高は、前年度末から35.9兆円増加(対前年度比3.6%増)して、1021.9兆円となっている。4年度末の復興債を除いた普通国債の前年度末からの増加の内訳についてみると、建設国債(その借換債を含む。)は4.8兆円、特例国債(その借換債を含む。)は31.4兆円それぞれ増加している一方、その他の普通国債(その借換債を含む。)は0.4兆円減少している。建設国債及び特例国債の残高については、平成20年度末から令和4年度末にかけて、いずれも増加しているが、その増加額は特例国債が建設国債を大幅に上回る状況となっている。

債務残高対GDP比について、平成20年度から令和4年度までの推移をGDPの推移と併せてみると、GDPが緩やかに増加していた平成25年度から令和元年度までの増加幅は、平成20年度から24年度にかけての増加幅に比べて抑えられていたものの、令和2年度は前年度を大幅に上回り、4年度はコロナ禍前の平成25年度から令和元年度までの増加幅と同水準となっている。

本院としては、これらを踏まえて、国の財政の状況について引き続き注視していくこととする。

(3) 日本銀行の財務の状況

1 量的・質的金融緩和等

日本銀行は、日本銀行法に基づき、我が国の中央銀行として、日本銀行券を発行するとともに、通貨及び金融の調節として、国債等の買入れを行うなどして金融機関等に資金を供給したり、日本銀行が振り出す手形等の売却を行って金融機関等から資金を吸収したりして、金融機関等が相互の資金決済等のために日本銀行に保有している当座預金(以下「日銀当座預金」)の残高を増減させることにより、金融市場における資金過不足の調整(以下「金融調節」)を行っている。

また、日本銀行は、平成20年10月に、金融調節の一層の円滑化を通じて金融市場の安定確保を図るために、補完当座預金制度を導入している。この制度は、準備預金制度の対象となる金融機関に係る日銀当座預金及び準備預り金(これらを「日銀当座預金等」)のうち日本銀行に預け入れることが義務付けられている額を超える額並びに準備預金制度の対象とならない金融機関等のうち所定の金融機関等に係る日銀当座預金について、いずれも政策委員会で決定した適用利率(制度導入時は年0.1%)による利息を付すものである。

日本銀行は、25年1月に、消費者物価の前年比上昇率で2%とする物価安定の目標を導入し、同年4月に、当該物価安定の目標を2年程度の期間を念頭に置いてできるだけ早期に実現するために「量的・質的金融緩和」の導入を決定した。また、その後、26年10月に「量的・質的金融緩和」の拡大を、28年1月に「マイナス金利付き量的・質的金融緩和」の導入を、同年9月に「長短金利操作付き量的・質的金融緩和」の導入を、30年7月に「強力な金融緩和継続のための枠組み強化」を、令和2年3月に「新型コロナウイルス拡大の影響を踏まえた金融緩和の強化」を、同年4月に「金融緩和の強化」を、3年3月に「より効果的で持続的な金融緩和」をそれぞれ決定するなどした。そして、日本銀行は、上記の各決定において定めた金融調節の方針、資産の買入れ方針等、金利操作方針等に基づき、長期国債、指数連動型上場投資信託(以下「ETF」)及び不動産投資信託(以下「J-REIT」)の買入れなどを行ったり、日銀当座預金等の一部に年マイナス0.1%の利率を適用したりなどしてきている。

2 日本銀行の財務の状況

(1) 資産、負債等

4年度末における総資産残高は、前年度末から1兆1370億円減少して735兆1165億円となっている。これは、日本銀行が保有する長期国債(以下「保有長期国債」)が前年度末から64兆9885億円増加して576兆2197億円となった一方、新型コロナウイルス感染症対応金融支援特別オペレーションの利用が減少し、同オペレーションに係る貸付残高が前年度末から80兆8562億円減少して5兆9810億円となったことなどにより、「貸出金」が前年度末から57兆0931億円減少して94兆4397億円となったり、日本銀行が保有する短期国債が前年度末から9兆4415億円減少して5兆5009億円となったりしたことなどによる。

また、4年度末における総負債残高は、前年度末から1兆9661億円減少して729兆5849億円となっている。これは、国債補完供給の利用が増加したことにより「売現先勘定」が前年度末から4兆4509億円増加して5兆3709億円となったり、国庫の資金繰りの状況を反映して政府預金が2兆5654億円増加して15兆5979億円となったりした一方、上記の新型コロナウイルス感染症対応金融支援特別オペレーション等を通じた資金供給の減少により日銀当座預金が前年度末から14兆1003億円減少して549兆0781億円となったことなどによる。

そして、資本金、法定準備金、特別準備金及び当期剰余金(各年度における剰余金をいう。)で構成される純資産は、当期剰余金が前年度末から7629億円増加して2兆0875億円となったことなどから、前年度末から8291億円増加して5兆5316億円となっている。

また、上記の資本金、法定準備金(当該事業年度に係る剰余金の処分において積み立てられる額を含む。)及び特別準備金に債券取引損失引当金、外国為替等取引損失引当金等を加えて構成される自己資本の保有残高は、法定準備金1043億円、債券取引損失引当金4612億円及び外国為替等取引損失引当金3745億円を積み立てたことから、前年度末から9401億円増加して11兆8776億円とな

っている。

4年度末における保有長期国債の残高は、前年度末から64兆9885億円増加して576兆2197億円となっている。そして、4年度における長期国債の買入額は、前年度から63兆1221億円増加して135兆9890億円(買入代金ベース)となっていて、このうち償還期限が到来して償還される長期国債の金額等に相当する分は前年度から13兆5878億円増加して71兆0005億円、保有残高の増加分は前年度から49兆5343億円増加して64兆9885億円となっている。

また、保有長期国債の平均残存期間についてみると、4年度末は、前年度末と変わらず6.6年となっている。

日本銀行は、会計規程に基づき、保有長期国債については、原則として償還期限まで保有している実態を勘案して、償却原価法により評価を行うこととしている。4年度末における保有長期国債の含み損益の状況を見ると、この間の市場金利の動向を反映して、前年度末の4兆3730億円の含み益が1579億円の含み損に転じており、平成17年度末以降17年ぶりに含み損が生じている。

令和4年度末におけるETF及びJ-REITの保有残高(貸借対照表価額)をみると、ETFは前年度末から4801億円増加して37兆0459億円、J-REITは前年度末から4億円増加して6665億円となっている。

日本銀行は、上記のETF及びJ-REITについて、金融政策目的で買い入れたものであり、その保有の目的や実態が民間企業等とは異なることを踏まえて、会計規程に基づき、原価法により評価を行うこととしている。そして、保有等に伴う損失発生可能性に備えて、同規程に基づき、ETF及びJ-REITの時価の総額がそれぞれの帳簿価額の総額を下回る場合には、その差額に対してそれぞれの引当金を年度末に計上することなどとしているが、4年度末においてはいずれも時価の総額が帳簿価額の総額を上回ったため、引当金は計上していない。また、ETF及びJ-REITの年度末における時価が著しく下落した場合には減損処理を行うことなどとしているが、同年度末においてはいずれも時価が著しく下落した保有銘柄がなかったため、減損処理は行っていない。

日本銀行が保有するETF及びJ-REITの帳簿価額の総額(貸借対照表価額)について、4年度末における含み損益をみると、この間の株式市場等の動向を反映して、ETFは前年度末から1兆3502億円増加して16兆0356億円の含み益が、J-REITは前年度末から1028億円減少して780億円の含み益がそれぞれ生じている。

(2) 損益等

4年度における経常損益の状況を見ると、収益面では、ETFの分配金等の増加によりETF運用益が前年度から2617億円増加して1兆1044億円となったり、長期国債利息が前年度から1895億円増加して1兆3411億円となったりしたことなどから、経常収益は前年度から7094億円増加して3兆7602億円となっている。また、費用面では、外貨建資産から生ずる外貨債券費用が前年度から728億円減少して309億円となったり、貸出促進付利制度に係る支払利息が前年度から433億円減少して372億円となったりしたことなどから、経常費用は前年度から1027億円減少して5295億円となっている。

以上のことから、経常利益は、前年度から8121億円増加して3兆2307億円となっている。

日本銀行は、長期国債利息については、会計規程に基づき、保有長期国債の受取利息に償却原価法に基づく利息調整損益を加減して算定することとしている。4年度における長期国債利息の状況を見ると、保有長期国債の残高の増加等により受取利息が前年度から461億円増加して2兆9349億円となったり、額面金額を上回る価額で買い入れてきた保有長期国債の一部が償還されたことに係る利息調整損の減少額が、額面金額を上回る価額で長期国債を買い入れたことに係る利息調整損の増加額を上回ったため利息調整損が減少したことなどにより、利息調整損益のマイナス幅が前年度から1433億円縮小して1兆5938億円となったりしたことから、長期国債利息は前年度から1895億円増加して1兆3411億円となっている。

また、4年度における保有長期国債の利回りなどの状況を見ると、保有長期国債の平均残高の対平成24年度増加率が前年度から44.4ポイント増加して551.4%となり、長期国債利息の同増加率が前年度から31.5ポイント増加して123.3%となっている。そして、利回りは前年度の0.227%から

0.019ポイント増加して0.246%となっている。

令和4年度における補完当座預金制度に係る支払利息の状況をみると、年0.1%の利率に係る支払額は前年度から2億円増加して2077億円となっている。一方で、年マイナス0.1%の利率が適用される日銀当座預金等の残高が増加したことから、年マイナス0.1%の利率に係る受取利息は前年度から38億円増加して310億円となったため、上記の支払利息は前年度から35億円減少して1766億円となっている。

また、日本銀行は、3年4月16日以降、民間金融機関の貸出しなどの取組を支援するための各種の資金供給の利用残高に相当する日銀当座預金に一定の利息(適用利率は年0.2%、0.1%又は0%)を付す貸出促進付利制度に基づき、新型コロナウイルス感染症対応金融支援特別オペレーションの利用残高に相当する日銀当座預金に対して利息を付している。4年度における同制度に係る支払利息は、同オペレーションを通じた資金供給の減少に伴い、当該利用残高に相当する日銀当座預金の残高が減少したことから、前年度から433億円減少して372億円となっている。

日本銀行は、長期国債、ETF、J-REIT、外貨建資産等の資産を保有しており、このうち、長期国債及び外貨建資産については、日本銀行法施行令に基づき、各年度において、収益の額が損失の額を超えるときは、その超える部分の金額の全部又は一部を、財務大臣の承認を受けて、それぞれ債券取引損失引当金及び外国為替等取引損失引当金として積み立てることができることとなっている。

そして、日本銀行の各年度における当期剰余金は、経常利益に上記債券取引損失引当金等の積立て又は取崩しなどに係る額を特別損益として加減したものから法人税、住民税及び事業税を差し引いて算定されている。

また、日本銀行は、日本銀行法に基づき、当期剰余金の5%に相当する金額を法定準備金として積み立てなければならないこととなっており、特に必要があると認められるときは、財務大臣の認可を受けて当該金額を超える金額を法定準備金として積み立てることができることとなっている。さらに、当期剰余金のうち法定準備金への積立て及び出資者への配当を行った後の残額を国庫に納付しなければならないこととなっている。

4年度における当期剰余金及び国庫納付金の状況をみると、当期剰余金は、前年度から7629億円増加して2兆0875億円となっている。これは、前年度と比較して、経常利益が8121億円増加した一方、日本銀行において財務の状況や収益の動向等を総合的に勘案して、特別損失である債券取引損失引当金積立額について、長期国債利息の金額に有利子負債の平均残高を保有長期国債の平均残高で除して得た比率を乗じて得るなどした金額と有利子負債に係る支払利息等の金額との差額の50%に相当する額を財務大臣の承認を受けて積み立てた結果582億円増加したり、特別損失である外国為替等取引損失引当金積立額について、為替差益の50%に相当する額を財務大臣の承認を受けて積み立てた結果135億円増加したりしたことなどによる。また、国庫納付金は、上記のとおり当期剰余金が増加したことなどから、前年度から7247億円増加して1兆9831億円となっている。

本院としては、これらを踏まえて、日本銀行の財務の状況について引き続き注視していくこととする。